

横浜市契約規則及び各種契約約款の一部改正について

横浜市契約規則（以下「契約規則」という。）及び各種契約約款を一部改正しましたのでお知らせします。

1 契約規則改正の概要

- (1) 契約解除時の違約金について、破産管財人等による契約の解除の場合においても、徴収できることを明確にし、また、違約金の算定対象となる契約金額から履行済み部分を控除しないこととしました（第 49 条）。
- (2) 契約の相手方による履行遅滞の場合における損害金の計算方法について、契約金額から控除する額を本市が履行済と認めた部分に相当する額とし、算定の際に乘じる率を契約で定めることとしました（第 43 条第 1 項）。
- (3) 入札保証金等に関する諸手続について実態に合わせ、関連する事項について整理しました（第 11 条、第 12 条第 2 項、第 15 条第 6 項及び第 29 条）。
- (4) 契約が解除された場合の前払金返還に伴う利息の額の算定に適用する率に関する規定について変更しました（第 82 条第 4 項）。
- (5) 提出書類に関する日数の考え方を祝日が続いた場合や工事の余裕期間に対応することができるようにしました（第 32 条第 4 項並びに第 59 条第 1 項及び第 5 項）。

2 契約約款改正の概要

(1) 各契約約款共通の改正内容

ア 契約解除時の違約金について

契約が解除された場合における違約金について、破産管財人等による契約の解除の場合においても徴収することとし、また、違約金の算定対象となる契約金額から履行済み部分を控除しないこととしました。

イ 履行遅滞の場合における損害金について

契約の相手方による履行遅滞の場合における損害金の計算方法について、契約金額から控除する額を本市が履行済と認めた部分に相当する額とし、算定の際に乘じる率を 5 パーセントとしました。

※ 対象契約約款

工事請負契約約款、製造請負契約約款、物品供給契約約款、物品製造(印刷製本)請負契約約款、委託契約約款、設計・測量等委託契約約款、修繕請負契約約款、賃貸借契約約款(レンタル用)、賃貸借契約約款(リース用)、売払契約約款及び電力供給契約約款

(2) 契約約款ごとの改正内容

ア 工事請負、製造請負契約約款における改正項目

- (ア) 関係書類の提出期限を余裕期間や祝日等に対応
- (イ) その他文言整理

イ 物品供給、物品製造（印刷製本）請負契約約款における改正項目

- (ア) 遅延損害金に関して、一括納入及び分割納入について、条文が分かれていたものを条文統合の上、文言整理
- (イ) その他文言整理

ウ 修繕請負、賃貸借（レンタル・リース）、電力供給契約約款における改正項目

文言整理

エ 委託契約約款における改正項目

- (ア) 複数年にわたる労働集約型の委託契約における賃金変動を反映した契約変更制度の導入に係る条文の追加
- (イ) 概算契約の取扱いに係る条文を追加
- (ウ) 関係書類の提出期限を祝日等に対応
- (エ) その他文言整理

オ 設計・測量等委託契約約款

- (ア) 概算契約の取扱いに係る条文を追加
- (イ) 関係書類の提出期限を祝日等に対応
- (ウ) その他文言整理

カ 売払契約約款における改正項目

- (ア) 履行期限までに物品の引取りが完了しない際の保管換えに係る条文を追加
- (イ) その他文言整理

3 適用開始日

平成 29 年 12 月 5 日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

4 その他

改正後の契約規則及び各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

また、それぞれの契約の「誘引」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※ 適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。